平成２３年（フ）第７２３８号
埼玉県久喜市南４丁目10―３
債務者　菅原　光一
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向山　文俊
4　破産債権の届出期間　平成23年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２６３号
東京都板橋区大山金井町38―12―305、住民票上の住所東京都板橋区大山町１－７
債務者　片山　和夫
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田耕太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２６８号
東京都江戸川区東葛西７丁目15―７―405
債務者　高畠さやか
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　雄一
4　破産債権の届出期間　平成23年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７１号
鳥取県八頭郡八頭町西御門191番地
債務者　佐藤　道政
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９９号
鳥取県鳥取市秋里744番地３　フィオーレＡ201号、旧住所鳥取県鳥取市秋里1215番地２ウィンズコートＢ―102号
債務者　瀧本　　真
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７７２号
広島県廿日市市大東10番30号
債務者　宇根川　明
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８９号
広島市西区庚午北１丁目20番20―306号
債務者　筒井美津子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３９号
広島市南区旭１丁目17番16―304号
債務者　正木　武明
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８６号
広島市南区北大河町18番９―203号
債務者　寺田　純治
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２３号
広島市東区矢賀１丁目１番28号
債務者　大下　進次
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９号
広島県三原市沼田東町両名995番地４、住民票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目24番15―408号
債務者　澤田　　朗
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
山口県下関市清末千房３丁目３番17号
債務者　竹内　珠恵（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
山口県下関市彦島迫町４丁目５番Ｒ３―205号　彦島迫町里市営住宅
債務者　新本　章二
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
山口県下関市幸町12―５、住民票上の住所北九州市八幡西区木屋瀬２丁目29番30号
債務者　間瀬　正之
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
山口県下関市彦島江の浦町１丁目18番21号
債務者　松本　松彦
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
高知市吉田町７番24号　小笠原アパート西側１階
債務者　片岡　浩司
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５４号
高知市十津３丁目４番８号　エルヴィラージュⅠ・205号
債務者　松本　　純
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係